

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

—金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の解明のために—

小 西 一 雄

はじめに

一 不換制下の国際通貨関係の一般の特徴

(一) 不換制下の国際通貨関係の多様性

(二) 不換制下の「事実上の金平価」と為替相場

補論一

(三) 不換制下における最終決済手段としての金の機能

補論二

(以上本号)

二 IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義

(一) IMFの国際通貨制度の「二元論」的性格

(二) 統一的固定相場制における基準通貨としてのドル——金・ドル

交換の意義(1)

補論三

(三) IMFの多角的決済機構における公的決済の位置——金・ドル

交換の意義(2)

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

一八五

四 IMF下の「金管理」——金・ドル交換の意義(3)
三 金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の解明のために——まとめにかえて

はじめに

金・ドル交換停止以降の国際通貨関係のあらたな展開は、IMFの国際通貨制度に関する従来の諸研究に、いくつかの反省をせまっている。

いまでもなく、戦後のIMFの国際通貨制度も現在の変動相場制の国際通貨関係も、ともに、各国で不換制が常態化しているもとの国際通貨関係である。したがって、それぞれの独自の問題を明らかにするためには、前提として、兌換制下とは異なった不換制下での国際通貨関係一般についての理解が必要である。ところが従来の諸研究においては、不換制下の国際通

貨関係について一般的に妥当する問題と IMF の国際通貨制度に固有な問題とを十分区別せずに、後者を前者に解消してしまうか、あるいはまた一応両者を区別している場合でも、不換制下の国際通貨関係一般の理解が不十分、ないし間違っているものがすくなくない。⁽²⁾

以上のことと関連して、というよりも以上の問題の端的なあらわれとして、IMF のもとでの金・ドル交換の意義をどう理解するか、という問題がある。

この金一オンス \equiv 三五ドルの意義をめぐる問題は、戦後の「国際通貨問題」に関するマルクス経済学の立場からの研究史においてもっとも中心的な論争問題であったが、これにはしかるべき理由がある。

金一オンス \equiv 三五ドルでの金・ドル交換は IMF の国際通貨制度の核心であり、戦後の国際通貨関係における世界貨幣・金の存在形態とその機能形態とを規定する位置をもっていた。したがって、この問題についての理解は IMF の国際通貨制度分析の正否をわかつ試金石であった、ということができる。それゆえに、この問題の理解には、各論者の国際通貨関係分析における方法の相違や、貨幣・信用論の諸範疇の理解の相違が鋭く反映することになったのである。

この論争には、その基本的潮流として、今日にいたるまで二つの相対立する見解がある。一方は、金一オンス \equiv 三五ドルは価格の度量標準であり、IMF の国際通貨制度は国際金を為替本

位制だとする見解であり、いかえれば、ドルおよびドルに固定レートで結びつく各国通貨の代表金量はそれぞれに確定して動かかないとする見解である——以下この見解を便宜上「度量標準説」と呼ぶ。⁽³⁾ 他方は、金一オンス \equiv 三五ドルは価格の度量標準ではなく、ドルも各国通貨もともに不換通貨であつてそれぞれに減価を続けており、IMF の国際通貨制度は不換制下の国際通貨制度だ、とする見解である——以下この見解を便宜上「不換通貨説」と呼ぶ。⁽⁴⁾

この両説の争点は結局「兌換とはなにか」という問題に帰着する。この論点について「不換通貨説」の立場から「度量標準説」にたいしてなされた批判の共通点は、一貫してつぎの点にあった。すなわち、金・ドル交換は通貨当局間に限定されており、兌換の基本的条件である、当該銀行券をいつでも、誰とでも、自由に、かつ確定量で金と交換すること、一口でいえば一定比率での金との交換の自由を欠いている。したがって金・ドル交換が行われていても、ドルも各国通貨も不換通貨であることには変わりはないのであり、それぞれに減価しているのだ、と。⁽⁵⁾

この基本論点についてみれば、「度量標準説」にたいする以上のような批判は疑問の余地のないことであり、本稿ではこの論争にあらためてたちいるつもりはない。⁽⁶⁾

しかし、「不換通貨説」をとる場合には、上記の基本的見地にもとづいて、あらためて金・ドル交換の積極的意義が明確に

されなければならぬ。したがって、この立場にたつ論者の間でもおおくの論争が行われたのであり、また論争の過程で論点によっては両説の交錯もみられたのである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

しかし「不換通貨説」内部でのいくつかの理解の相違を別とすれば、金・ドル交換は一国不換通貨ドルが国際通貨として機能するうえで必要な金との結びつきであった、とするのが、おおくの論者のほぼ共通した理解であったように思われる。そしてこのような理解を前提とする以上、今日のドルをめぐる中心問題がつぎのようないわば単純な形で設定されたのも当然のことであった。すなわち、金と直接リンクしないドルがいぜんとして国際通貨たりえてるのはなぜか、と。

だがこのような理解にたつかぎり——それが金・ドル交換停止以前および以降のドルを、ともに同一の「国際通貨」なる範疇で把握することを意味するかぎりでは——、金・ドル交換の意義もその停止の意義もともに正しく把握しえないであろうことは、ほとんど自明のことであろう。しかしまた、すくなくとも金・ドル交換停止以前、以降のドルの国際通貨としての性格の相違を——その共通性とともに——明確にしようとするのであれば、その場合には、従来の国際通貨についての理解をあらためて点検、検証することが必要になるであろう。

このような視角から従来の諸研究をふりかえるならば、金・ドル交換の意義に関しては、なお検討を要するいくつかの問題が残されていると考えられる。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

本稿は以上のような問題意識から、まず不換制下の国際通貨関係の一般的特徴を整理し(第一章)、そのうえでIMFの国際通貨制度の構造を——とくに、金・ドル交換の意義の解明という視角から——再把握しようとするものである(第二章)。

もとより本稿は、いわゆるIMF体制の全面的分析を、あるいはまた、IMFの成立から崩壊にいたるまでの歴史的分析を目的とするものではなく、戦後の「国際通貨危機」分析を目的とするものでもない。本稿の中心課題は、IMF協定に具体化されている国際通貨制度における金・ドル交換の意義を説明することである。

なお本稿は、金・ドル交換停止以降の国際通貨関係分析のための予備的な研究という性格をもっているが、このような現在の意義を明確にする意味から、終章において、金・ドル交換停止以降の問題にも若干言及しておくことにしたい。

一 不換制下の国際通貨関係の一般的特徴

(一) 不換制下の国際通貨関係の多様性

不換制下の国際通貨関係を分析するさいに、従来の諸研究には、まず各国通貨の減価の問題に着目し、この点から不換制下の国際通貨関係の独自性を論じようとするものがすくなくない。またこのことと関連して、兌換制下と不換制下の為替相場の主要な相違を、後者においては相場が変動しやすくなるという(1)ことに解消してしまうような見解もみられる。しかし兌換制

下の国際通貨関係と不換制下のそれとの相違を各国通貨の減価の問題に解消してしまうことは——そのこと自体きわめて重要な問題であるとはいえ——一面的であり、不換制下の国際通貨関係に関するいくつかの重要な問題を欠落させてしまうことになる。

兌換制から不換制への移行によって、まずは各国通貨の代表金量は不確定となるのであって、通貨の代表金量の不確定となるということと通貨の減価とは——相互に関係した事柄ではあるが——、理論的分析の順序としては、明確に区別される必要がある。各国通貨の代表金量の不確定となるということは、兌換停止によって、円なら円、ドルならドルという貨幣名がどれだけの金量を表示するものが明示的に把握できなくなるということであり、減価とはその貨幣名のあらわす金量が低下することである。

ここでとくに両者の区別を強調するのはつぎの理由からである。すなわち、不換制への移行による国際通貨関係の変化には、兌換停止そのものから生じる、またその結果としての各国通貨の代表金量の不確定という事柄から生じる独自の問題があるからであり、各国通貨の減価がもたらす問題もこの独自の問題の整理のもとではじめて正しく把握しうる、と考えるからである。また、不換制下における各国通貨と世界貨幣・金の関係、世界貨幣・金の機能の具体的形態を正しく把握するためにも、こうした問題についての整理が必要だからである。

以下このことを具体的に述べよう。

兌換停止により各国通貨の代表金量の不確定となるということは、まずさしあたっては、兌換制下における国際通貨関係の一義的決定⁽²⁾にたいする不換制下における国際通貨関係の多様性、という相違としてあらわれる。

兌換制下の国際通貨関係においては、各国通貨の外貨との交換は自由であり、その時々々の交換比率——正確には為替相場——は金平価を中心⁽¹⁾に上下金現送点の狭い範囲内で安定している。このことは、為替相場論における理論的な相違は別として、一般に承認されているところであろう。各国が兌換制をとっているかぎり、国際通貨関係は一義的に決定される。なぜならば、第一には、外貨との交換の自由は金の自由輸出入と表裏一体の関係にあり、これらの自由の否定は事実上兌換停止を意味するからであり、第二には、各国の支払差額の順逆に応じた金移動は、為替相場の変動を必然的に上記範囲内に制限することになるからである。

これにたいして不換制下の国際通貨関係は、このように一義的なものではない。第一には、外貨との交換の自由は必然的なものではなく、その自由の程度には種々の段階が成立しうることになるからであり——すなわち、為替制限の諸形態、諸段階が成立しうるからであり——、第二には、兌換制下のような金平価と金現送点が存在しないために、各国通貨の交換比率にも、為替市場における需給関係に基本的にその比率の決定を任

せている変動相場制から厳格な固定相場制にいたるまで、種々のケースが成立しうるからである。さらにまた、外貨への交換の自由の諸段階とその交換比率の決定のあり方との、両者の組み合わせも多様でありうるからである。そしてその現実的形態は、ときどきの世界市場の事情を反映し、直接には各国の政策決定——その政策的裁量の余地が現実にとどの程度のものであるかは別として——に依存している。⁽³⁾

ところで、兌換制下の国際通貨関係の一義性は、兌換をつうじての各国通貨の代表金量の確定、いかえれば、各国通貨と世界貨幣・金との固定的な関係を基礎としており、各国通貨の外貨との交換の自由は、各国通貨がそのまま金でありうることを反映している。そして兌換制下では、各国通貨相互の金平価と、各国間の支払差額の順逆に應じた金移動との二点に、世界貨幣は金であることが明瞭にあらわれている。

これにたいして不換制下では、各国通貨の代表金量は不確定となり、各国通貨と世界貨幣・金との固定的な関係が失われてしまう。そしてこのことによつて、不換制下の国際通貨関係の多様性が生じるのである。

ではこのような不換制下にあつては、世界貨幣・金の機能はどのような形をとつてあらわれるのであろうか。

次節では兌換制下の金平価について検討を行い、不換制への移行に伴いこの金平価がどうなるかをみることにしよう。

(二) 不換制下の「事実上の金平価」と為替相場

兌換制下では、日々変動する支払差額の順逆に應じたときどきの為替相場と金平価とは明確に区別され、後者は金現送をとおして相場変動の限界を規制している。また、金平価の変更は明示的であり、その変更にもなつて為替相場はあらたな水準、あらたな金現送の範囲内で動くことになる。

兌換制下では、金の普遍的な価値尺度機能は、各国通貨間の金平価と日々の為替相場の関係をつうじて十全に機能している。一商品の価値は、国内市場においても世界市場においても——為替相場の狭い範囲内での変動を別とすれば——明示的に同量の金量によつて表示される。両市場における相違は、ただ、国内市場においてはその金量が価格の度量標準という「地方的形態」によつて計られるということだけである。

不換制下においても、各国通貨がそのときどきに事実上代表する金量間の比率という意味では、「事実上の金平価」とでも呼びうる関係を想定することができる。しかし、「事実上の金平価」と日々の為替相場との関係は兌換制下のそれとは著しく違つたものとなる。

第一には、「事実上の金平価」は明示的に把握しうるものではないからであり、また第二には、不換制下では、各国通貨の減価率の相違にもとづく「事実上の金平価」の変動は、それが為替の需給関係の変化をもたらさざりにおいて、為替相場に

反映するのだからである。日々の為替相場が為替の需給関係によつてきまるといふことは兌換制下でも不換制下でも同じであるといへ、不換制下では「事実上の金平価」の変動自体が為替の需給関係をおしてしか相場に反映しないのであり、このことが兌換制下とくらべての重要な特徴なのである。

不換制下では、為替の需給関係に変化を及ぼすあらゆる要因が、「事実上の金平価」の変動という要因——具体的には各国のインフレーションの進行率の差という要因——と競合することになる。したがつて、後者の変動に起因する為替の需給関係の変化の方向が、他の諸要因に起因する需給関係の反対方向への変化によつて相殺ないしは逆転されたり、あるいはまた逆に、他の諸要因による需給関係の同一方向への変化によつて相場の変動幅が増幅されたりするのである。

このように不換制下においては、固定相場制における公定相場が「事実上の金平価」に照応するという保証はなく、また変動相場制の場合にも、ときどきの「事実上の金平価」が日々の相場変動の水準として働くという保証もない。

さらにまた為替管理の諸段階に於いて、あるいはまた固定相場制が変動相場制かに於いて、いいかえれば、各国の政策的介入の目的とその程度に於いて、「事実上の金平価」と為替相場の関係はより複雑なものとなる。たとえば、固定相場を維持しようとする場合、他の政策目的との関係を別とすれば、たとえば自国通貨の減価率の増大があつたとしても、相場維持の原資た

る外貨準備が枯渇しないかぎり、固定相場を一応維持することが可能である。

このような不換制下における「事実上の金平価」と日々の為替相場の複雑な関係は、前節でみた、不換制下の国際通貨関係の多様性の具体的なあらわれにほかならない。

以上のことは事柄としては自明のことであろう。しかし、今日の変動相場制の理解についてはともかくとしても、かつての固定相場制の理解に関しては、「事実上の金平価」と公定相場とを基本的にひとしいものとみる見解は意外におおい。

ともあれ、固定相場制下の公定相場については次章で再びたしかめることとして、つぎに、不換制下の世界貨幣・金の機能の具体的なあり方に関するいまひとつの問題、すなわち、兌換制下における各国間の支払差額の順逆に於いた金移動が不換制下ではどのような形をとるのかという問題を考察しよう。この問題は本稿の課題にとつてきわめて重要な位置づけをもつているので、これをいささか詳しく考察することにしたい。

補論一

本節で述べた不換制下における「事実上の金平価」と為替相場との関係は、金の普遍的な価値尺度機能に関してひとつの理論的な問題を提起している。

商品の価値を金の一定量で表示するという貨幣の価値尺度機能そのものは、不換制下においても本質的には変化しない。だ

が、不換制下でも金はいぜんとして価値尺度として機能しているといっただけでは、問題はかたづけかない。なぜならば、まずそれぞれの国内市場において、各国通貨の代表金量が不確定となるからである。これはいいかえれば、「価値尺度としての金をはかる単位としての確定した金量であり、人間が意識をもって把握しうる一定金量⁽⁶⁾」であるところの価格の度量標準が、そのようなものとしては存在しなくなる、ということである。ここでは、貨幣が価値尺度機能を果すうえでいわゆる技術的条件が変化している。そして国内におけるこのような変化の世界市場における反映が、本節で考察した不換制下における「事実上の金平価」と為替相場との関係なのである。ここでは、「一商品の価値は、国内市場においても世界市場においても——為替相場の狭い範囲内での変動を別とすれば——明示的に同量の金量によって表示される」という兌換制下のような関係は失われてしまう。ここで「別とすれば」と記した為替相場の変動とその変動要因とが不換制下ではきわめて重要な意味をもってくる。

兌換制下では、たとえば一〇〇円 \parallel 四九・八五ドルという金平価のもとで、円で一元と表示される商品はドルでは〇・四九八五ドルであり、どちらの価格表示においてもこの商品の価値は一・五七四二六グレーンの金量であらわされている。ところが不換制下では、ある時点でのドルと円との「事実上の金平価」が一ドル \parallel 三〇〇円（たとえば金九グレーン）だったとしても、現実の為替相場の水準はこれから大幅に乖離して一ドル

〇三六〇円であるということがありうるのであって、この場合には、商品の価格はドル表示か円表示かによってまったく異なる金量をあらわすことになる。

以上のような事実を念頭において不換制下における金の普遍的な価値尺度機能の問題に接近するためには、「事実上の金平価」と為替相場との関係が長期的にどうなるかを考察する必要がある。たとえば、今日インフレーションの進行程度は各国の国際収支の動向にきわめて大きな位置を占め、インフレーションの激化が国際収支の赤字に結びつき為替相場の変動をもたらすという関連——既に本節でみたように、このような関連が生じるとはかぎらないが——が重視されている。このような関連も含めて、世界市場における各国資本の競争が、「事実上の金平価」と為替相場との関係を長期的にどのような方向に導くのが、理論的にも実証的にも、検討されねばならないであろう。

本稿ではこうした問題に立ち入る準備も余裕もない。しかし、この問題と関連して、さきに言及した公定為替相場と「事実上の金平価」とが基本的に照応するとみる見解について、つぎの点を指摘しておくことが必要である。すなわち、この見解には、金の普遍的な価値尺度機能が貫徹するためにはそのように考える以外はないとする発想が潜んでいる、ということであり、さらにこの発想の基礎には、兌換制下の場合と本質的に同じ意味をもつような価格の度量標準が、不換制下においても存

在するとみる考え方があるのだ、ということである。

(三) 不換制下における最終決済手段としての金の機能

兌換制下における各国間の支払差額の順逆に応じた金移動は、これを世界貨幣・金の機能としてとらえかえすならば、金の国際間における最終決済手段としての機能とみることができよう。通例、国際間の取引は外国為替取引を介して行われ、国際間決済はおもに中心国通貨建たとえバوند建為替によって行われる。しかし、為替取引によって各国の支払差額が相殺しきれない場合には——具体的には、金現送点をこえなければ為替需給の合いがつかない場合には——金が登場する。中心国イギリスといえども、自国の支払を限度なくポンドで行うことはできない。兌換制下では、国際間の最終決済が金で行われることは目に見える形であらわれている。

ところで、不換制下では、国際間の最終決済手段が金であることはどのような形であらわれているのであろうか。

この問題を考えるうえでまず最初に——自明のことであるとはいえ——確認しておくべきことは、不換制下においても——外国為替取引とそれを中心とする国際通貨関係にはすでに前二節でみたような重要な変化が生じるとはいえ——外国為替取引そのものが消滅するわけではないということである。そしてまた、その場合に、世界市場における貿易の比重が高く、資本輸

出国でもあり、かつ発達した金融市場をもつなどの条件を備えた国、すなわち中心国——それが一国であれ複数国であれ——の通貨建為替が為替取引の主要な対象となるということにも基本的な変化はないであろう。したがって為替取引をつうじて、この中心国通貨は国際取引における主要な価格表示手段、決済手段という機能を果たすことになる。⁽⁹⁾

だが不換制下では、この為替取引を民間レベルで考察するかぎりでは、最終決済手段としての金の登場は直接には問題とならない。なぜならば、およそ不換制下では、民間人の非居住者保有の一国通貨残高は当該通貨当局にとっての金債務を意味しないからであり、また民間レベルでの金決済も原則的には問題とならないからである。⁽¹⁰⁾すでに国内において通貨一単位の確定金量への転換が保証されていない個々の民間当事者にとっては、自己の保有する外貨の自国通貨や第三国通貨への転換、あるいはその逆の転換がどの程度自由であるか、またその場合の交換比率がどうであるかが直接の関心事なのである。

もっとも、兌換制下においても、現実には、個々の民間当事者がそれぞれ直接に金を現送することによって金決済を行っているのではない。たとえば、A国通貨の為替相場が下落し、相場が金輸出点をこえなければ為替需給の合いがつかなくなるような場合には、為替銀行がA国中央銀行から金を引き出してその金を国際金融の中心地たとえバロンドンに送付する、というような方法がとられていたのである。そして、為替銀行はこの

ようにして入手した外貨を——当該外貨建為替を——為替市場に供給することによって、相場を金輸出点の範囲内におさめていたのであって、個々の輸入商はその外貨建為替を買い取るることによって——みずから直接に金決済を行うことなく——対外決済を続けることができたのである。しかし兌換制下では、一國通貨残高は居住者にたいしても非居住者にたいしても当該通貨当局の金債務をあらわしていたのである。したがって、民間当事者の為替取引は、為替銀行を媒介とする金現送をつうじて、中央銀行の金準備の増減に直結していたのである。各國通貨当局保有の金準備の増減という形における公的決済は、民間取引における金決済が形をかえて行われていたものだ、といえよう。兌換制下においては、各國の國際收支の赤字は、最終的には、当該國からの金流出という形で決済されていたことが明瞭にあらわれている。

これにたいして不換制下においては、一國通貨残高は、居住者にたいしてはもちろんのこと、民間人非居住者にたいしても、当該通貨当局の金債務をあらわしていない。したがって不換制下においては、各國の國際收支の継続的赤字は公的レベルでどのように決済されるのかということが、さらにまた、公的決済において最終決済手段金はどのような形で登場するのかということが、あらためて問題となる。

不換制下における國際間の最終決済手段としての金の登場の問題は、以上述べたような意味において、各國通貨当局間の公

的決済關係においてのみ直接に問題となるのである。そして、國際收支の継続的赤字は当該國通貨の為替相場の下落をもたらすし、これにたいする赤字國ないし黒字國の市場介入をつうじて各國の外貨準備の増減がもたらされるのであるから、結局問題の焦点は通貨当局の市場介入の性格と、外貨準備あるいは通貨当局保有の一國通貨残高の性格とにある、ということになる。

さて、ある國の國際收支が継続的な赤字を示す場合、当該國通貨は為替市場で下落する。たとえ固定相場制をとらない場合でも、自國通貨の下落を無制限に放置することができないとすれば、当該國通貨当局は為替市場に介入して外貨を売り自國通貨を買い支える。——もちろん現実的には、介入にいたる以前に國內の引き締め政策をとるとか、その間為替銀行の外貨借り入れにより外貨を市場に供給するとかという事態が想定しうるし、また介入と平行してこれらの措置がとられるであろう。あるいはまた、自國通貨の相場下落が國際收支の好転に結びつき、この結果として相場が反転上昇することもあり、さらには為替管理が強化される場合もある。しかしここでは、これらの問題は捨象する。

この場合、自國通貨の相場下落は為替市場における外貨不足——対外的支払に必要な外貨の不足——の別の表現にほかならないのであって、介入は通貨当局による不足外貨の市場への供給にほかならない。そして介入に必要な外貨が通貨当局の手元で不足する場合には、この外貨をどのようにして調達するかが

問題となる。

この外貨準備の補填のために、他の保有外貨で必要な外貨を買い入れるケースを除けば、最終的には金準備から金を放出して他国通貨当局か金市場から必要な外貨を買い入れることが必要となる。国際金融「協力」によって救援クレジットの供与を受けることができる場合でも、その返済が問題として残るであろう。クレジット供与の条件によってその返済の条件も多様でありうるが、返済すべき外貨の最後の調達手段としてはやはり金が登場することになる。以上のように国際収支の赤字↓自国通貨の相場下落↓通貨当局による自国通貨の外貨による買い支え、という関連は、固定相場制か変動相場制などにより介入のレベルに相違があるとはいえ、支払差額のうちの相殺しきれない部分は、最終的には赤字国によって外貨あるいは金で——金の公定価格が存在するかどうかなどにより、金による外貨買い入れの条件は異なるが——支払われなければならない、という関連をあらわしているのである。

しかしこの問題については、いまひとつのケースを考えねばならない。すなわち黒字国の側が赤字国通貨を買い支える場合である。この場合は、黒字国がみずからの介入の結果として保有することになる赤字国通貨残高を經常的な運転資金として保有しつづける場合は別として、赤字国による黒字国保有自国通貨残高の処理の問題が残ることになる。なぜならば、黒字国が自国の必要量をこえる赤字国通貨残高を保有しつづける場合

には、この残高保有は、赤字国の赤字の黒字国による——当該赤字国通貨残高の保有という形における——一時的肩代りという性格をもつことになるからである。いいかえれば、黒字国の介入は、結果として、赤字国にとって必要な外貨の黒字国による市場への供給という性格をもつことになるからである。

この性格は、兌換制下における黒字国と赤字国の関係と比較してみればよくわかる。兌換制下において、赤字国通貨の相場が下落して相場が金輸出点をわりそうな事態になった場合には、金輸出が必要なのは赤字国自身である。赤字国は金現送によって必要な外貨を入手し、これを為替市場に供給する。これにたいして不換制下では、赤字国が自国通貨の相場下落を放置できる限界は、兌換制下の場合とくらべれば、ひろがっており、さらにまた、固定相場制か変動相場制かによってこの限界は異なっている。しかし不換制下においても、自国通貨の相場を一定限度で維持しようとするれば、当該赤字国は必要な外貨を市場に供給しなければならぬ。そして黒字国の側が赤字国通貨を買い支える場合にも、黒字国が必要とする以上の赤字国通貨を黒字国にたいして押しつけることは本来できないのである。いいかえれば、赤字国は自国の赤字＝債務を自国通貨で決済し続けることは、本来できないのである。

以上のような性格は、為替安定協定や国際金融「協力」が存在せずに、黒字国がもっぱら自国の利害から——すなわち義務的にではなく——介入する場合でも本質的にかわるものではない。

い。——ここで誤解のないように付言しておくならば、わたくしは通貨当局による介入が各国の赤字処理を目的として行われるとか、介入の目的はもっぱら為替市場における不足外貨を供給することにある、などと主張しているのではない。黒字国であれ、赤字国であれ、一定の相場維持がいかなる政策的意図からなされるかはここで問題外なのであって、ここでは各国通貨当局の公的決済における最終決済手段としての金の登場という視角に限定して、介入の意味を問題にしているのである。

さてこうして、黒字国が赤字国通貨を買い支える場合にも、さきに述べた救援クレジットの返済と同じ性格の問題が、自国通貨残高の処理という形で残ることになる。これは黒字国の側からみれば、自国の必要とする以上の外貨準備の処理の問題ということになる。すなわち、為替安定協定の有無などにより黒字国の介入のレベル、その残高処理方法などに多様な形態があるにしても、結局は、外貨あるいは金による——金で外貨を買い、その外貨を使用するという場合も含めて——自国通貨残高の買い戻しの問題がでてくるのである。また、赤字国が自国通貨残高を買い戻さないとすれば、その場合には、黒字国は自国にとって過剰な赤字国通貨残高を為替市場なり金市場なりに放出し、その結果生じる当該赤字国通貨の相場下落にたいして、結局は赤字国自身が介入する、ということになろう。

なお赤字国、黒字国双方の介入の場合には、これまでの説明の応用問題として考えることができよう。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

しかし自国通貨残高の処理については、なおつぎのような疑問が生じるかもしれない。すなわち、以上の説明は、外国通貨当局保有の一国通貨残高は本質的には外貨あるいは金で買い戻すべき当該国の対外債務だ、ということを含意しているのであるが、その残高の外貨あるいは金への転換が国際的協定によって保証されていない場合には、その残高は対外債務という性格をもたないのではないか、という疑問である。

この問題に詳しく立ち入るために、これまで区別して論じてこなかった中心国通貨と非中心国通貨をあらためて区別して考察することにしよう。

すでに述べたように、不換制下にあつても、為替市場で取引される主要な対象が中心国通貨建為替であることにはかわりはない。その場合、この中心国通貨は国際取引における主要な価格表示手段、決済手段として機能することになる。したがつてまた、為替市場への介入はおもにこの中心国通貨で行われ、そのために必要な運転資金として、非中心国は外貨準備をおもにこの中心国通貨で保有することになる。これらのことは、為替安定協定等の存在とは無関係に、一般的にいいうることである。^(U)いま簡単化のために中心国は一国でありそれ以外の諸国は非中心国だとすれば、非中心国にとつては中心国通貨で保有する外貨準備の増減とその処理が、中心国にとつては非中心国通貨当局保有の自国通貨残高の増減とその処理が、ここで考察しようとしている事柄についての問題とならう。非中心国の自国

通貨残高、中心国の外貨準備の問題はこの問題の応用問題として考えることができる。

さて、ここで述べた中心国通貨とはいわゆる国際通貨にはかならない。⁽¹²⁾そこで問題は結局つぎのように設定される。すなわち、国際通貨国が外国通貨当局保有の自国通貨残高にたいして外貨や金への確定的な転換の保証をしていない場合、それでもなおこの通貨残高は国際通貨国の対外債務だといきれるのかどうか、と。またそれがなんらかの意味での債務性を失わないとすれば、その場合にはさらにつきの問題がでてくることになる。すなわち、国際通貨国による自国通貨残高の買い戻しについての確定的な保証がある場合と、そうでない場合とは、その債務性にどのような差異があるのか、という問題である。まず前者から考察しよう。

この点については、すでに久留間健氏が、論文「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」第二章において、明確に答えておられる。氏は「一国通貨が国内流通において機能するということと、国際流通において機能することとの相違」を論じるといふ形で、一国通貨残高の対外債務性について要旨つぎのように説明されている。

—— 一国通貨の国際通貨としての存在は、非居住者保有の当該通貨建短期債権の形態をとる。この点では一国通貨の国内流通と国際流通における相違は、単なる所有者の区別——居住者か非居住者か——にすぎないようにみえる。しかし、国内での

一国通貨の流通根拠は強制通用力であり、居住者は国内流通当事者としての必要から当該通貨を保有するのにたいして、非居住者はそうではない。一国通貨が国際通貨として機能するのは非居住者が当該通貨建短期債権を保有しようとするかぎりのことであって、非居住者は必要なかぎりいつでもその債権を自国通貨、他国通貨、金などに転換する自由を保持しているのである。このことは「非居住者保有の一国通貨残高は、その国にわたっての対外短期債務をあらわ」している、ということと結びついている。不換制下では居住者保有の通貨残高は通貨当局の債務を意味しないが、非居住者保有の自国通貨残高は、たとえ対外金交換性の保証がない場合でも、通貨当局にとっての——単に個々の為替銀行にとつてではなく——「対外短期債務としての性格を完全に失ってはいない。なぜならば、確定金量への転換ではないが、「それはいつでも他国通貨に交換され国外に引き上げられるべき性格をもっているからである」。したがって居住者保有勘定の対外交換性の制限は通貨当局の債務不履行や、国内流通における当該通貨の機能の否定を意味しないが、非居住者保有勘定の対外交換性の停止は「その国の対外債務の実質的な凍結を意味すると同時に、その国際通貨としての機能そのものを否定することになる」。⁽¹³⁾——

以上のように、民間人であれ通貨当局であれ非居住者保有の一国通貨残高は当該国にとつての対外短期債務をあらわすのであるが、その非居住者が通貨当局である場合には、この債務の

性格についてあたらしい問題が生じてくる。通貨当局保有の一国通貨残高とは外貨準備にほかならないが、一国の外貨準備は民間人による外貨保有とは区別される性格をもっているからである。

外貨準備は金準備とともに一国の対外支払準備を構成し、具体的にはおもに為替市場への介入のための運転資金として保有されるとともに、それはまた金準備とならんで価値保蔵手段としての性格ももっている。したがって、外貨準備はその対外支払準備としての性格からいえば、国際間でひろく「信認」され、金にかわって——金とは異なり最終決済手段ではないといえ——妥当な対外決済手段として通用する通貨で保有することが望ましい。また他方の価値保蔵手段としては、当然に、「価値」の安定した通貨で保有することが必要である。したがって、金とともに金外貨準備を構成する準備通貨としては、一定比率での金への転換が確実な通貨こそがもっとも適合的なのである。

とはいえ、対外金交換性の保証されていない通貨といえども、それが為替取引の主要な対象となっている通貨、中心国通貨である場合には、各国通貨当局は、市場介入のための経常的運転資金として、当該通貨を保有することになるし、またそうならざるをえない。しかしその場合には、通貨当局の介入と当該通貨の保有には限界がある。第一には、一定比率での対外金交換性を欠く通貨を一方的に買い支えることはできないからで

あり、第二には、かりに当該通貨の保有高が運転資金としてその国が必要とする額以上に達した場合には、為替市場に当該通貨を放出して他の通貨に転換するか、金市場で金に転換するかなどによる過剰保有部分の処理が必要となるからである。一定比率での対外金交換性のない通貨を黒字国が一方的に買い支え、その結果累積する過剰な当該通貨残高を保有し続ける場合には、その過剰部分は対外短期債権という性格をいわば凍結されることになり、単なる他国不換通貨保有の事実上の強制という性格をもつことになる。その場合には、その外貨準備は本来の対外支払準備、価値保蔵手段としての意味を事実上失うことになるのである。さらにその黒字国は「対内的にもその貨幣主権をなげ放棄することになるだろう」というのは、通貨当局が市場に介入して過剰な一国通貨を限度なく買い支えることは、同時に、それのみあう自国の国内流通での通貨の増発と結びつく⁽¹⁴⁾ことになるからである。

したがって、もし国際通貨国の国際収支が継続的な赤字を示しその結果当該国通貨の相場が下落していくならば、相場を一定水準に維持しようとすれば、結局は国際通貨国みずからが市場で自国通貨すなわち国際通貨を買い支えねばならず、必要な外貨が手元にない場合には、最終的には金準備を取り崩して外貨を買い入れることが必要になる。救援クレジットが国際通貨国にたいして与えられるとしても、その時にはすでに述べたことがあてはまる。またかりに黒字国が買い支えるとしても、

継続的赤字を放置しておけば、それは結局他国通貨なり金なりに転換され、その結果としての国際通貨の相場下落にたいしては、やはり国際通貨国自身の介入の問題がでてくることになる。またそのさいに、外国通貨当局保有自国通貨残高が市場に放出されることを避けようとするれば、国際通貨国当局自身が外国通貨当局から直接に金あるいは外貨で自国通貨残高を買い戻すことが必要となるのである⁽¹⁵⁾。

以上のように、国際通貨が対外金交換性をもたぬ場合でも、自国の赤字を決済するためには、国際通貨国といえども最終決済手段としての金の使用を排除することはできないのであり、このことは、不換制下でも非居住者保有一國通貨残高は当該國の対外短期債務をあらわすという基本的性格の公的決済における具体的なあらわれにほかならないのである。いわゆる国際通貨が為替取引において決済手段として機能し、そのかぎりでは国際通貨国は自国の支払いをさしあたっては自国通貨で行うことができるとはいえ、その結果生じる非居住者保有自国通貨残高はあくまで自国の対外短期債務なのであり、自国通貨による対外決済は最終決済としての金決済とは区別されるものなのである。

もっとも、完全な変動相場制なるものを想定するとすれば、すなわち各国通貨当局の市場介入の必要がまったく存在しないとすれば、当然のこととして最終決済手段としての金の機能も消滅する。その場合には、民間人非居住者保有一國通貨残高の

金市場における金への転換はありうるとしても、それは居住者の金購入と同様に、赤字国通貨当局による金決済としての意味をもたないからである。だがこの想定は各国の支払差額の相殺がすべて為替市場での相場変動にゆだねうるということを、あるいは逆にいえば、国際取引と国内取引を混乱におとしれるような相場の変動はないということを前提している。すなわちこの場合は、最初から最終決済の必要がない状態を想定していることになる。これは結局各国の赤字、黒字が常に一時的であり、かつ赤字幅、黒字幅はわずかであるような、資本主義の均等な発展を前提とするものである。変動相場制は通貨当局による介入と公的決済とを固定相場制にくらべて縮少する可能性はあっても、けっしてそれを排除することはできない⁽¹⁷⁾。

国際的最終決済手段としての金の機能排除の可能性についての第二の想定は、各国通貨当局の外貨調達と自国通貨残高処理が、すべて金を伴わない通貨当局間の信用供与によって行われる、という想定である。たとえば、各国の与えあう信用がすべてうまく相殺できるような技術的制度は想定できないであろうか。だが各国の赤字が一時的かつ相互循環的なものでないかぎり、いかなる技術的条件を整備したとしても、そのような制度は結局は黒字国の一方的負担を容認するものとなる。また赤字国が国際通貨国であるような場合には、非国際通貨国の一方的負担という形で、各国は貨幣主権をなげ放棄することを事実上容認しなければならないことになるであろう。したがっ

て、このような信用供与のあり方を長期的に完結した制度として維持することは、現実には不可能であろう。

国際的最終決済手段としての金の機能排除の可能性についてのもう一つの想定は、特定国通貨がまさに「強制通用力」をもって国際流通において機能する、という想定である。これは各国が主権を——すくなくとも貨幣主権を——実質的に完全に放棄している状態、あるいは主権を形式的にも放棄して世界国家なるものが存在しているような状態であり、およそ非現実的想定である。

したがっていずれにせよ資本主義の不均等発展と国境によって画された各国の主権——その主権の実質には様々なレベルがあるとはいえ——の存在を不可避とするかぎり、国際的最終決済手段としての金の機能は廃棄することができないのである。

以上述べてきた一国通貨残高の対外短期債務としての性格にせよ、国際間の最終決済手段としての金の機能にせよ、いずれも兌換制、不換制をとわずひとしくいえることである。ただ不換制下では、民間人の非居住者保有一国通貨残高は通貨当局にとって金債務ではなくなるということ——これは兌換停止と、その結果としての各国通貨の代表量量の不確定という不換制の基本的特徴の対外的な側面にはかならない——を基礎として、その債務性や金の登場の具体的なあらわれ方が変化している、ということである。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

だがさらにまた、これまでの叙述においてもほぼ明らかかなように、不換制下での最終決済手段としての金の登場の具体的な形態は、固定相場制か変動相場制などによって様々でありうる。また為替管理が強まって様々な差別的通貨措置が行われる場合には、——たとえば三〇年代の二国間協定における公的決済やブロック経済内部における公的決済、さらにブロック間の公的決済などのように——様々な公的決済の形態や方式が登場しうるであろう。

このような不換制下における公的決済形態と最終決済形態の多様性は、第一節で指摘した、不換制下の国際通貨関係の多様性の具体的なあらわれにほかならない。

だが、本稿の課題からして特に強調しておきたいのはつぎの事情である。

固定相場制のようになんらかの相場安定措置を各国が共同でとるということは、各国の市場への介入をなんらかの形でルー化するにほかならない。すなわち、どういう場合に、どの国が、どのような方法で介入を行うのがルー化されなければならない。そのためには、こうして各国の義務とされる介入に必要な外貨をどのように調達するのか、他国の介入の結果生じる外国通貨当局保有国通貨残高をどのように処理するかということ、すなわち公的決済の方法をなんらかの形でルー化することが必要である。各国の赤字の決済方法のルー化なしに各国の為替政策をルー化することはできないのである。

る。したがってまた、公的決済における最終決済手段金の位置の明確化が、公的決済のルーラ化と介入のルーラ化が完結した制度となるかどうかの眼目となる。そしてそのさいに、現実には、いわゆる国際通貨国の通貨残高の処理の問題が焦点にならざるをえない。かくして、介入のルーラ化はそれに照応した公的決済のルーラ化を必要とするのであり、公的決済のルーラが存在しないか、あるいは不十分なところにはそれに照応した各国の介入方式、たとえば変動相場制が対応するのである。

補論二

国際通貨の機能には本節で示したように、国際間取引における価格表示手段、決済手段としての機能と、介入通貨、準備通貨としての機能が含まれる。さらに各国の為替相場の基準とされることがあるので、これに基準通貨としての機能が含まれる。これらの諸機能の有機的関連と各機能の意味とを明確にせずに国際通貨という用語を使用することから、種々の混乱が生じるのであつて、そうした例は往々みられるところである。

こうした傾向にたいする反省として他方では、国際通貨という用語自体を疑問視する見解もある。たとえば村岡俊三氏は「『国際通貨』は外国為替と金現送の誤った別名に外ならない」とされ、「マルクスは、『国際通貨(現象)』は『貴金属と為替相場』……略……という形で言及すれば足りるし、またそれこそが正しい問題の取扱である、と考えたがゆえに、外国為替

と金現送には言及しても、決して『国際通貨』という範疇を用いなかつたのである」といわれる⁽²¹⁾。詳細な紹介は割愛するが、これはひとつの傾聴すべき見解である。そもそも「国際通貨」の「通貨」という用語自体が科学的規定における通貨とは異なるものである。さきの価格表示機能とは、たとえば、ドルならばドルという貨幣名で価格が表示されることであり、決済手段機能とは、為替取引をつうじてドル建短期債権の所有権が移転することである。介入通貨の機能とは、通貨当局の為替取引をつうじて、通貨当局所有のドル建短期債権が民間人所有に、あるいは逆に移転することであり、準備通貨とは外国通貨当局保有のドル建短期債権にほかならない。また基準通貨とは、基準為替相場(公定為替相場)がドル建で表示されることである。

しかしそれにもかかわらず、わたくしは、国際通貨という用語を使用する意味がなからず、わたたくしは、国際通貨という用語で述べたように、今日の国際通貨関係においては、外国為替と金現送の間に外貨準備がきわめて重要な位置を占めているからである。歴史的にみれば兌換制の一形態としての金為替本位制において、外貨準備はすでに重要な位置を占めている。だが当時の準備通貨はまさに金為替にほかならない。しかし不換制下では、一國不換通貨(対外交換制の有無は重要であるが)が準備通貨の位置を占めているところに特徴がある。この一國不換通貨たる準備通貨、すなわち通貨当局保有一國通貨残高の独自な意義を明らかにするという点からも、今日のいわゆる「国際

通貨問題」は「貴金属と準備通貨と為替相場」という形で考察することが必要だと思われるのである。したがって、このような位置を占める一国通貨を国際通貨と呼ぶことにはそれなりの意味がある、と考えられる。

しかしこの準備通貨としての機能は、介入通貨としての機能を媒介として、価格表示手段、決済手段としての機能と有機的関連があり、むしろこの両機能を基礎としている。したがって本稿ではこれらの諸機能の有機的関連を念頭におきながら、各国によってひろく準備通貨として保有されている一国通貨を国際通貨と呼んでいる。⁽²²⁾

〈注〉

はじめに

(1) 以下にいうIMFとは特にことわらないかぎり本稿標題の旧IMF、すなわち一九七一年八月までのIMFを指す。また協定条文上はSDR導入以前の原協定を指す。

(2) 注(7)、ならびに第一章第一節、第二節参照のこと。

(3) IMFに関するマルクス経済学の立場からの初期の包括的研究と目される大内兵衛氏の『世界新通貨制度の研究』(銀座出版社、一九四七年三月)は、この「度量標準説」の先駆とみなされる。同説の代表的論者としては、岡橋保氏のほか、酒井一夫、梶山武雄、飯田繁、岩態三郎、瀬尾美巴子の各氏があげられる。また明確な

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

「度量標準説」ではないが、実質的にこの立場に近いと思われる論者としては、波多野真、小野朝明両氏があげられるほか、さらにここにいる「度量標準説」ではないが、金・オンスⅢ五ドルを「対外的価格標準」とする山田喜志夫氏(『現代インフレーション論』大月書店、一九七七年)など、この説の影響力には根強いものがある。その影響力の一例として、「マルクス経済学による国際金融論の入門書としてスタンダードなものであることを意図している」とその「はじめ」で記されている小野朝明、西村閑也両氏編『国際金融論入門』(有斐閣、一九七五年)第六章「IMF体制」(則武保夫氏執筆)が、慎重な表現ながら同説を踏襲していることを指摘しておく。

(4) 「不換通貨説」の代表的な論者としては三宅義夫、桑野仁、今宮謙二、真藤素一、龍健一、浜野俊一郎、高木暢哉、長幸男の各氏があげられる。また大島清編『戦後世界の通貨体制』(東京大学出版会、一九七二年)、松井清編『増補現代資本主義と国際通貨』(法律文化社、一九七二年)も基本的にこの説の立場にたっているが、後者は個々の執筆者の立場に若干統一性を欠き、「度量標準説」の立場による論稿も含まれている。

(5) 「度量標準説」にたいするこのような批判の先駆は三宅義夫氏の「価格の度量標準についての覚書」(『立教経済学研究』第四巻第一号、後に『貨幣信用論研究』未來社、一九五六年)に加筆のうえ「価格の度量標準論序説」として収録)と思われるが、以降、注(4)で記した諸論者によって同趣旨の批判が行われている。

(6) この批判にたいする「度量標準説」からの反批判が岡橋保、酒井一夫、梶山武雄の各氏などからなされており、とくに酒井一夫

「金為替本位制と管理通貨制」(『金融経済』一〇一号、後に『インフレーションと管理通貨制』北海道大学図書刊行会、一九七七年、若干修正、加筆のうえ収録)は自説の詳しい展開を含むものであり興味深い、これらについての検討は別の機会に行うつもりである。

(7) 論争は大きく二つの時期にわけられる。

ひとつは、一九五八年の西欧主要国通貨の交換性回復と同時期にはじまるドル危機の顕在化を眼前にして、きわめて実践的な問題意識のもとに、一九五九年から六一年にかけておもに季刊雑誌『日本経済分析』(大月書店)——以下『分析』と略記——を中心として行われた一連の論争である。この論争は問題提起者となった井波卓一氏の見解への批判に少なからぬ精力が費やされたが、それをつうじて、ドル減価にもかかわらず金一オンス＝三五ドルが維持されているのはなぜか、そのことは戦後の国際通貨体制下でいかなる意義をもち、かつ矛盾を有していたか、その矛盾はどのように顕在化し、今後の展望はいかなるものであるか、など、I M F 体制に関するきわめて包括的な検討が行われた論争であった。また、一九六〇年前後の時点にいたるドル減価の過程、程度を実証的にいかに検証、把握するののかという論点を含む、きわめて具体的、実証的論争でもあった。

論争の主要参加者、論文を発表順に記せば、井波卓一「交換性回復と管理通貨制度の展望」(『分析』第一集)、桑野仁「金の『独占価格』崩壊の見通し」(『分析』第二集)、渡辺佐平「管理通貨制度についての論争点」(『アナリスト』一九五九年十一月)、城座和夫「戦後国際通貨制度の現段階」(『分析』第四集)、花原二郎「管理

通貨と労働価値説(上)」(『思想』一九六〇年二月)、井波卓一「管理通貨体制とインフレーション」(『貿易研究』第七号)、花原二郎「管理通貨制度をめぐる若干の問題点」(『分析』第七集)、以上の総括的位置を占める真藤素一「管理通貨制論争についての覚え書」(『分析』第八集)があげられる。

この論争は I M F や金・ドル交換に関する研究を大きく前進させ、その後のあらたな研究に刺激を与えたものであるが、それにもかかわらず、いくつかの限界をもっていた。

ひとつは、多くの論者が、不換制下の国際通貨関係一般の特徴と I M F の国際通貨制度に固有な特徴とをそれぞれ十分明確にすることなく、事実上両者を区別せずに論じたことである。たとえば、問題提起者となった井波氏の主張のポイントのひとつは、I M F は単なる不換制(氏の表現では金本位制の停止)ではなく国際的管理通貨制度であり、単なる不換制との相違は、一言をもってすれば、各国通貨の「対内価値」と「対外価値」が分離されることにある、というものであった。氏の主張がこのようなものである以上、氏にたいする批判者たちにあっても、戦後の国際通貨体制を不換制の基本的特徴にもとづいて明確に位置づけることが、積極的批判としては必要であつたはずである。だが井波氏自身も、その単なる不換制については「金本位制が停止された状態だといふ以上のものではない」(前掲『分析』第一集、六二ページ)といわれるにとどまり、氏にたいする批判者たちにあっても、不換制下の国際通貨関係の一般の特徴の積極的解明はみられなかった。ここで共通にみられることは、各論者が各国通貨の減価の問題、特にドル減価の問題を重視しながら、減価の問題の位置づけに必要な前提たる不換制下の国際

通貨関係一般の基本的特徴の整理が、不十分であったことである——このことについては第一章第一節第二節でふれる。

さらに、井波氏は上記の「対内価値」「対外価値」分離論を、「ドルこそが、金に代って金の地位を占めた」(同上六「ページ」と表現され、当然に手厳しい批判を浴びた。しかし、多少とも合理的に表現すれば、ドルも、ドルと結びついた各国通貨も、国内での減価にもかかわらずIMF「平価」を維持することができる、ということこそが氏の事実認識であった。そしてその基礎は、アメリカの圧倒的な生産力の優位と金独占にもとづいて、ドル減価が金価格高騰として反映すべきメカニズムが阻害され、金の「オンス」三五ドルという「独占価格」が維持されていることである、と。この井波説への第一の批判者としてあらわれた桑野氏は、金「オンス」三五ドルを同じく「独占価格」と把握されつつも、井波氏の貨幣論を「ノミナリズム」であると明確に批判されたが、そのさいの井波氏と異なる重要な事実認識のひとつは、金「オンス」三五ドルはドルの現実の金平価ではない、ということであった。したがってここでは、IMF「金平価」の性格把握との関連で、不換制下での各国通貨の代表金量と公定為替相場との関係をどうみるかも重要な論点のひとつであり、桑野氏もこのことに言及されている。しかしこの論点は明確な形で設定されないまま、論争過程において、金の価値は管理されるのかどうかなどの論点に包括されてしまった。

以上例示したような問題点は、一九六八年以降のIMF制度の崩壊期に行われた、三宅義夫氏の金「オンス」三五ドルについての理解にたいする「不換通貨説」「度量標準説」双方の論者からなされた批判における共通の弱点として再現していくばかりか、現在にも

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)

なお引き継がれている弱点となっている。この第二の論争については、第二章「補論三」参照のこと。

なお、さきの第一の論争時期に、この論争にも関説されつつ、直接には論争に立ち入らずに、独自に金「オンス」三五ドルの意味を論じたものとして真藤氏の「金「オンス」三五ドルは価格標準か」(『経済評論』一九六一年二月)があり、また当時におけるすぐれた水準を示すものとして、浜野俊一郎氏の「金兌換停止下における価格の度量標準——最近の金価格問題とかんれんして」(『経済学雑誌』第四二巻第二号)があげられる。また「度量標準説」からの井波論文への批判としては、岡橋保「現代資本主義と通貨問題」(『経済評論』一九六一年二月)がある。

(8) 兌換制から不換制への移行に伴う国際通貨関係の変化の一般的、基本的特徴の整理の下に、金「オンス」三五ドルやIMFの国際通貨制度を説明しようとする積極的試みは、真藤素一「IMF体制下の管理通貨制度」(『立命館経営学』第一巻第一号)と三宅義夫「兌換停止下の通貨の国際的側面」(『経済評論』一九六二年十一月)によってなされた、と考えられる。とくに三宅氏は、不換制への移行に伴う変化の第一に押えるべき点として、各国通貨の代表金量が不確定となること——このことと、前記注(7)でも言及した、各国通貨の減価の問題との関係については本稿第一章第一節第二節参照のこと——を指摘され、そのうえで、不換制下の通貨の「国際的側面」を明確に整理され、後に『金』(岩波書店、一九六八年)でより一層立ち入った考察をされている。本稿第一章(とくに第一節、第二節)も基本的にはここに示された分析を基礎としている。

(9) 一国不換通貨は本来いかなる意味でも国際通貨として機能する

ことができない、とする見解は、明示的であれ暗黙裡にであれ、従来多くみられるのであるが、このような見解の批判をつうじて、今日のドル問題についての問題の所在と、その解明のための基本的視角を鋭く提起したものととして、久留間健「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」(長洲二編著『現代資本主義と多元社会』日本評論社、一九七九年所収)があげられる。本稿はこの論文に多くをおうている。なお本稿末尾の「付記」参照のこと。

また、従来の国際通貨の規定を批判、検討しながら自説を展開したものととして、片岡尹「国際通貨試論——不換ドルの流通根拠について」(『経営研究』第二九巻第六号)がある。この論文は、従来の諸説の評価やその問題設定の仕方、その接近方法等に関してかならずしも賛成できないところがあるが、今日のドル問題に関する分析のいくつかの点で本稿最終章の分析と一致する。本稿と比較検討しただければ幸いである。なお、真藤素一『国際通貨と金』(日本評論社、一九七七年)も基本的にすぐれた分析として、あわせて参照されたい。

第一章

第一節

(1) たとえば体系的な研究におけるこのような例として、「不換制に移行しても為替相場そのものの本質はすこしも変化していない、ということである。」「為替相場の現象形態も不換制において、兌換制のそれとすこしも変化していない、ということである。すなわ

ち、兌換銀行券相互の交換であろうと、不換銀行券あるいは不換紙幣の相互の交換であろうとその形態にはいささかのかわりはない。

しかし、不換制の為替相場が兌換制とくらべてつぎの二つの点でちがってあらわれてくる。一つは為替相場の成立する場の相対的変化という点であり、一つは為替相場の変動化という点である。(今宮謙二『マルクス主義為替理論の研究』青木書店、一九七四年、二六六ページ、傍点—小西)

(2) 「一義的決定」といっても、兌換制下における古典的形態と金為替本位制との相違などを無視するものではない。その意味は以下の行論で示されているとおりである。

(3) 不換制下における各国通貨の代表金量の不確定を基礎とする以上のような特徴については、三宅義夫前掲「兌換停止下の通貨の国際的側面」ならびに『金』参照のこと。

第二節

(4) 桑野仁氏は、三宅義夫氏の『金融論』(有斐閣、一九六六年)中の為替「相場は、外国為替手形の需要供給によってさまる」(同書、二五九ページ)という記述に関連して、これは「貨幣の減価を無視してしまわれ、支払差額だけを変動原因とされる」「特殊な理解」(桑野仁『国際通貨の諸問題』中央大学出版部、一九七三年、一三〇—一三一ページ)である、といわれる。この点につき、本稿本文の補足として、つぎの点を指摘しておきたい。第一に、桑野氏の考え方においては、「為替相場」という概念の下に、日々の相場と、その基準となる兌換制下の金平価あるいは不換制下で固定相場制をとる場合の公定為替相場とがともに包括され、両者の区別が不

明確であるように思われる。しかし両者は明確に区別されるべきものであり、相場そのものは、兌換制下であれ不換制下であれいづれにおいても、為替の需給関係によつてきまらぬことにちがいはないのである。したがつて、第二に、為替相場は為替の需給関係によつてきまらぬ、という説明にたいして、減価の問題を無視していると批判することはあたらない。問題は、各国通貨の減価と為替相場の変動の関係において、兌換制下と不換制下とは相違があるのか、それとも相違はないのか、ということにある。そして、つぎの注(5)でみるように、桑野氏は基本的な相違はないと考へ、三宅氏は、またわたたくし、基本的な相違があると考へている、というちがいがあるのである。

(5) たとえば、桑野仁氏はつぎのようにいわれる。「もし支払差額が平衡しているとすれば、為替相場は、兌換制のもとでは二国貨幣の金平価の比率に、不換制のもとでは二国紙幣各単位の代表する金量の比率に、それぞれおちつくであろう。」(『国際金融論』法政大学出版局、一九七二年、一〇三ページ)この見解によれば、固定相場制をとっている場合に、支払差額の平衡によつて「おちつく」はずの公定為替相場は「事実上の金平価」そのものであり、「事実上の金平価」の変動は必然的に公定為替相場の變更に帰結する、ということになる。これと同趣旨のことは、今宮謙二氏によつてより明確に主張されている。氏は、不換制下における「為替相場の変動化」の原因として「貨幣減価」をあげられたうえで、つぎのようにいわれる。「ただし、注意することは貨幣減価がただちに無媒介的に為替相場の變化をもたらすものではないということである。なぜならば、為替相場は異種貨幣間の交換比率なのであるから、かりに

それぞれの諸国の不換銀行券の代表金量低下が同方向に同率におこなわれるとすれば、為替相場の変化は生じえない。したがつて、この意味において貨幣減価がただちに為替相場の変化をもたらすものではない。」「すなわち、貨幣減価が為替相場変動をもたらすには、媒介要因を必要とする。」「それはそれぞれの諸国において貨幣減価が均等には絶対的に生じないという現実的要因があるからである。」(同氏前掲書、二七四ページ、傍点—小西)みられるように、この説明は結局つぎのことに帰着する。すなわち、氏のいわれる「媒介要因」は「現実的要因」として「絶対的に」存在しているのであるから、「この意味において」、各国通貨の代表金量の低下は「ただちに」為替相場の変化をもたらす、という主張である。したがつてまた、この見解は公定為替相場と「事実上の金平価」とを基本的にイコールのものとして把握することになる。

このような見解はほかにも多くみられるが、ここで両氏の説明をとくに引用したのは——また本稿の所々で言及するのは——つぎの事情からである。すなわち、両氏の為替理論はいわゆる「為替利子説」のような観念的理論とくらべれば全体として説得力をもっており——とはいへわたたくしは、為替相場の本質を両替相場だとされる両氏の見解には賛成できないが——、また「国際通貨問題」についての両氏の現実的分析に多くの学ぶものがあるのであるが、それにもかかわらず両氏が以上のような見解をもたれている、という点がわたたくしの注意をひいたからである。

なお飯田繁氏のこのような見解——公定為替相場と「事実上の金平価」をイコールのものとする見解——を批判したものととして、三宅義夫『現代銀行券の代表する金量は確定されていってどうか』

- という飯田教授の所説について」(渡辺佐平編『インフレーション理論の基礎』日本評論社、一九七〇年、所収)参照のこと。また三宅氏の前掲「兌換停止下の通貨の国際的側面」の中の「四 公定為替相場と通貨価値の低落」、前掲『金』の「為替相場の維持と通貨価値の低落」の項、『平凡社大百科事典、新補遺、第三巻』(一九五〇年)所収の「平価切下」の項目などをあわせて参照されたい。
- (6) 久留間健「マルクスの紙幣減価論の理解のために」(立教経済学研究』第二巻第三号)五ページ。
- (7) 久留間健「独自の物価騰貴としてのインフレーションの概念規定の確立のための一試論」(大内兵衛他編『金融論研究』法政大学出版局、一九六四年)八六ページ参照のこと。なお、価格の度量標準に関する久留間氏の見解への批判としては、今宮謙二「価値尺度と価格標準の関連について」(商学論纂』第一三巻第六号)などがあるが、ここでは立ち入らない。

第三節

- (8) このこと自体を立ち入って問題にしようとする場合には外国為替取引や相場の本質論が、不換制下でも妥当するような形で、本格的に論じられねばならない。
- (9) 本稿〔補論二〕参照のこと。
- (10) アメリカでは一九七七年十月に「金約款」法が四四年ぶりに復活したが、これは長期貸借契約におけるいわば金価値保証であって、民間人の金決済ではない。なお、民間人の金市場における金売買の位置づけについては、本章一九八ページ、第二章注(29)ならびに最終章末尾を参照のこと。

- (11) 本稿〔補論二〕参照のこと。
- (12) 同上。
- (13) 久留間健前掲「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」二〇一～二〇四ページ。
- (14) 同上、二〇六～二〇七ページ。
- (15) 同上、二〇五～二〇九ページ参照のこと。
- なお——誤解のないように付記しておくが——ここで述べた国際通貨に對外交換性のない場合の公的決済のあり方は、今日の変動相場制下の現実を直接説明しているものではない。ここに記した一般論によって今日のドル問題等をどこまで解明できるか、ということ、すなわち、この一般論の現実分析における意義と限界については最終章をみられたい。
- (16) 同上、二〇七ページ参照のこと。
- (17) 同上、二〇八ページ参照のこと。
- (18) 岩野茂道氏は「資本主義は国家と金を超えられないか」と設問されて、超えられ、と答えられる(資本主義は国家と金を超えられないか)『経済評論』一九七三年一月)。このような岩野氏の論文において最も精彩をはなっている部分が、岡橋保氏への評価であったことはまことに皮肉である。岩野氏は今日のマルクス経済学の貨幣論を「金屬主義理論」(ノ)とされ、それは今日「混乱は極に達する」と嘆かれつつ、「その中でも比較的批判に耐えうる論理を展開され」ていると岡橋氏の「銀行券手形」金投機説」を評価され、岡橋説に比すれば「帳簿上、国内(アメリカ)名義から外国人名義となれば紙幣から金兌換券となるというのがおかしく(たしかにおかしいが、誰が、いつ、どこでこんな馬鹿げたことを主張したとい

うのだろうか（小西）、およそ貨幣理論上分析の対象となるものではなかった」と裁断される。そして、岡橋「教授は銀行券論争において国際流通においてさえ現実の金の不要なことを論証するのに強靱な論理を展開された」と称賛され、岡橋説の論理の内的連関からすれば貨幣は金でなくてもよいことになる正しさをもちながらも、「にもかかわらず、『通貨投機はより道であり、金投機への道草にすぎない。いまさらながら、世界貨幣が金であることの確証をみとめることができよう』として、最後に自説の論証に現実の金の存在を導入するという論理矛盾に気づかれていない」と惜しまれるのである。（同論文六六～六八ページ）

(19) これらの様々な実例については、安東盛人『外国為替概論』（有斐閣、一九五七年）第二章「国際為替決済協定」を参照されたい。

(20) 久留間健前掲論文一九五ページ参照のこと。

(21) 村岡俊三『マルクス世界市場論』（新評論、一九七六年）二五二～二五三ページ。

(22) 各国でひろく準備通貨として使用されるものを国際通貨と呼んでいる例は多い。たとえば『世界大百科事典8』（平凡社、一九六五年）五四一ページ（吉野俊彦氏執筆）。ただここでは、金も国際通貨としている点は納得できないが。

（未完）

〔付記〕 本稿は印刷前の原稿の段階で、久留間健氏に、前掲論文「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」の注(3)において、「未発表ではあるが」として言及していただいているのであるが、その時点では本稿の標題は「旧IMFの国際通貨体制の……」となっていた。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義（上）

た。今回発表するにあたって、「はじめに」で記した趣旨から、標題を「体制」から「制度」にあらためたので、ここでおことわりしておきたい。なお本稿は、久留間氏の前記論文に学んで、当初の原稿に修正、加筆したものである。